

下水道に接続されるまでに



〒722-1114 広島県世羅郡世羅町大字東神崎 351

電話番号(0847)-22-1288 FAX(0847)-22-0653

■はじめに

世羅町では、住民の生活環境の改善を図り、快適で健康的な暮らしと美しい自然環境を守るために公共下水道の整備を行っています。また、この公共下水道は世羅町の街づくりの基幹となる都市施設に位置づけられています。

この資料は、皆様が排水設備工事（水洗化工事）をされ、下水道を利用していただくためにまとめたものです。

■施設概要

施設名	甲世浄化センター（アクアステーションせら）
所在地	広島県世羅郡世羅町大字川尻
処理方法	オキシレーションディッチ法
処理対象汚水	生活排水（し尿及び生活雑排水）
処理対処人口	1,750人
処理能力	1,000 m ³ /日
流入水質	BOD200mg/ℓ SS160mg/ℓ
計画処理水質	BOD15mg/ℓ SS30mg/ℓ
供用開始	平成21年4月1日

■排水工事の事務手続き

①依頼者は「指定工事事業者」に直接工事の申込をします。

○排水設備工事は指定工事事業者でないと工事できないため、「世羅町公共下水道排水設備指定工事業者」の内から選んで、排水設備工事の施工方法や排水管の線路などを指定工事事業者と十分に打ち合わせをし、見積をしてもらいます。（見積は無料）

○見積をもらったらく説明を聞き、必要書類の作成、工事の日程、工事費、支払い方法などよく検討した上で契約をします。「排水設備設置促進補助金制度」、「水洗便所改造資金融資あっせん制度」をご利用される方はこの時に、指定工事事業者にお申込ください。

（別紙 排水設備指定工事事業者名簿）

②はじめに受益者分担金及び負担金をお支払いください。

○はじめに「下水道事業受益者届」を提出してください。受益者分担金及び負担金は1年または3年で分割してお支払いしていただけます。（別表）

（世羅町公共下水道事業受益者負担金・分担金に関する条例施行規程様式第1号）

③「指定工事事業者」は工事の確認申請に必要な書類を作成します。

○書類の作成は指定工事事業者がお手伝いします。

○申請の際に指定工事事業者へ審査手数料の1,100円をお支払いください。

○申請書の提出は指定工事事業者が代行します。

（世羅町公共下水道条例施行規程様式第1号）

④町では、申請書をもとに施工方法が基準に合い、適正かどうかを審査して工事の許可をします。

○受益者分担金及び負担金を納付後、「排水設備等計画申請書」を提出してください。（分割の場合は1回分）

○審査に合格すると「排水設備等計画確認通知書」を交付します。

○既設の排水設備を使用する場合は、「在来排水施設認定申請書」を併せて提出してください。

（世羅町公共下水道条例施行規程様式第9号）

○上記の申請の後、確認を受けた後でなければ工事に着手できません。

⑤「指定工事事業者」は工事に着手します。

○「排水設備等工事着手届出書」を提出します。

(世羅町公共下水道条例施行規程様式第5号)

○工事はトイレ、台所、浴室などの排水口から公共ますまでの間の排水管やますを新設したり、既設のますの手直しをします。

○くみ取り便所の改造にあたっては、原則として便槽を撤去するものとします。やむを得ず撤去できない場合は、便槽に貯留されたし尿は完全にくみ取り、便槽内をよく清掃、消毒して浸透水が溜まらないようにし、良質土砂等で埋め戻しを行い、十分つき固め、後日、床コンクリート、タイル等の沈下が生じないように施工しなければなりません。(浄化槽を廃止し、切り替え工事を行う場合は、くみ取り便所の便槽処理と同様とします。)

⑥「指定工事事業者」は工事完了後、速やかに工事完了届を町に提出します。

(世羅町公共下水道条例施行規程様式第6号)

⑦町は工事完成届により完了検査を行います。検査に合格すると「排水設備等工事完了検査済書」を交付します。

○完了検査は計画どおりに工事が行われたかどうかを調べるものです。

○完了検査のとき、工事の手直しをしていただくことがあります。

○検査前に指定工事事業者へ検査手数料の1,100円をお支払いください。

○完了検査終了後に「排水設備等工事完了検査済書」を交付します。

(世羅町公共下水道条例施行規程様式第8号)

○指定工事事業者に工事費の支払いをしてください。

⑧申請者(依頼者)は「使用開始等届出書」を町に提出し、使用することが出来るようになります。

○完了検査終了後から使用できますので、下水道を使用される前には必ず「使用開始等届出書」を提出してください。許可なく接続・使用を開始した場合は罰則があります。(世羅町下水道条例第

33条) (世羅町公共下水道条例施行規程様式第16号)

■その他必要な届出

○排水設備工事に変更があった場合、「排水設備等変更届出書」の提出が必要です。

(世羅町公共下水道条例施行規程様式第3号)

○使用の変更、中止、廃止があった場合、「使用開始等届出書」の提出が必要です。

(世羅町公共下水道条例施行規程様式第16の1号、2号、3号)

○受益者の変更があった場合、「下水道事業受益者等変更届」の提出が必要です。

(世羅町公共下水道事業受益者負担金・分担金に関する条例施行規程様式第10号)

○検査後に排水設備を改築する場合は再度「排水設備等計画申請書」の提出が必要です。

■下水道使用料を納めていただきます

浄化センターは、家庭や事務所から排出される汚水をきれいにするため、1日も休むことなく運転を続けています。この処理場等を維持管理していくためには多額の経費がかかります。この維持管理にかかる費用の一部について、各家庭や事業者で使用される水道等の利用量に応じて収めて頂くのが使用料です。

●使用料の納付方法

納付方法は、皆さんの預金口座から自動的に引き落としのできる「口座振替」と、窓口又は指定金融機関へ納付書により「直接納付」していただく方法があります。

※：使用料の納付は極力「口座振替」でお願いします。

●下水道使用料

下水道の使用料金については次の表のとおりです。(消費税は別途加算されます。)

使用料(1月につき)			
基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 (1 m ³ につき)
10 m ³ まで	3,000円	10 m ³ を超え100 m ³ まで	150円
		100 m ³ を超え200 m ³ まで	210円
		200 m ³ を超え1,000 m ³ まで	220円
		1,000 m ³ を超えるもの	230円

○水道をご利用されている方は水道使用量から算定します。

○水道水以外の水を使用されている方は「地下水等使用届出書」の提出が必要となります。

(世羅町公共下水道汚水排除量認定規程様式第1号)

○水道水以外を家事のみにご利用されている方は1世帯10 m³とし、世帯構成員が1人増加するごとに5 m³を加えた数量から算定します。ただし、6人目からは1人につき2 m³とします。

○水道と井戸水を併用されている方は水道の使用水量と世帯構成から算定した水量のどちらか多い水量から算定した金額を使用料とします。

○世帯人数に変更があった場合は速やかに上下水道課へ届出が必要になります。

○人数算定は毎年4月1日時点の住民記載台帳に基づき算定しています。住民記載台帳に記載されているが同居されていない場合は、その根拠となる書類を添付していただく必要があります。

■排水設備設置促進補助金

下水道の処理区域となった日から3年以内に排水設備工事を施工される方に対して工事費の一部を補助します。ただし、事業所または新築の場合、貸家等営業を目的とした住宅は対象になりません。

○処理区域になった日から1年を経過するまでに設置工事を行い、完了検査に合格したとき

・・・8万円

○処理区域になった日から2年を経過するまでに設置工事を行い、完了検査に合格したとき

・・・6万円

○処理区域になった日から3年を経過するまでに設置工事を行い、完了検査に合格したとき

・・・4万円

※工事費が上記の金額に満たない場合は、その金額として1,000円未満を切り捨てた額とします。

「排水設備設置補助金交付申請書」は「排水設備等計画確認通知書」と併せて指定工事事業者へ提出してください。補助金の支払いは排水設備工事の完了検査に合格した後に請求できます。

■水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給

既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事、又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事、又はこれに併せて行う排水設備の設置工事をしようとする場合、工事に必要な資金の融資あっせん及び融資を行う金融機関に利子補給を行う制度です。

融資を受けるには処理区域となった日から3年以内に改造工事を施工する方が対象となります。ただし、新築の場合やアパート、貸家等営業を目的とした住宅は対象になりません。

○融資あっせん額 10万円以上60万円以内

○利 子 無利子（金融機関に対し町が利子を補給します）

○償 還 期 間 融資を受けた日の属する月の翌月から60ヶ月以内

○償 還 金 額 1万円以上/1ヶ月（1,000円未満は最終月に清算）

○取扱金融機関 尾道市農業協同組合、両備信用組合

「水洗便所改造資金融資あっせん申請書」は「排水設備等計画確認通知書」と併せて、世羅町水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規則第6条に定めのある関係書類を添えて指定工事事業者へ提出してください。

■使用上の注意

下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。下水道は自然や生活環境をよりよくするための公共財産です。

下水道の施設は、大部分が地下にあります。それだけに詰まったときの修理は大変です。詰まると汚水の流れを妨げ、台所やトイレが水浸しになることがあります。

①生ゴミを捨てない。

下水道管がつまり事故の原因となります。細かく砕いてもだめです。ゴミかご、流し口の目皿を準備してください。

②油を流さない。

石鹸と水と油が化合すると固まるので下水道管を詰らせ、処理場の機能を低下させます。油は新聞紙に吸収させるか、処理袋や処理剤を利用してゴミとして処分してください。

③有機リン洗剤はやめよう。

リンは、処理場でも完全には排除しきれず、河川の環境を悪化させます。無リン洗剤をご使用ください。

④ディスポーザ(食品くず処理機)は使用しない。

ディスポーザ(食品くず処理機)とは、流し台の排水口に取り付け、台所の生ゴミをモーターで回転する刃で粉々にくだき、水といっしょに流す装置のことです。この装置を使用すると、下水道管に砕かれた生ゴミや油分などが付着し、閉そくの恐れや、悪臭、ガスの発生原因にもなります。

⑤トイレに異物は流さない。

トイレには、トイレトーパー以外の紙や異物を流してはいけません。(ティッシュペーパー(水に溶けないもの)も不可)

⑥灯油・ガソリン・シンナー等の薬品は流さない。

ガソリンやシンナー、農薬、アルコール類などの危険物を流してはいけません。揮発性の高いものや化学反応を起こすものは、思わぬ事故の原因となります。

⑦マンホールや汚水ますにゴミや土砂、雨水を流さないでください。

別表

○受益者分担金及び負担金の額

公共汚水ます 1個あたり32万円

○2世帯以上の集合住宅の場合・800㎡を超える事業所の受益者分担金及び負担金の額

集合住宅等		事業所等	
世帯数	負担金額	建物延床面積区分	負担金額
1	32万円	800㎡以下	32万円
2	36万円	800㎡を超え900㎡以下	36万円
3	40万円	900㎡を超え1,000㎡以下	40万円
4	44万円	1,000㎡を超え1,100㎡以下	44万円
5	48万円	1,100㎡を超え1,200㎡以下	48万円
6以上	52万円	1,200㎡を超えるもの	52万円

※ 同一宅地内で2個以上の公共ますを設置している場合は、2個目以上につき1個あたり12万円を加算します。

○分割でお支払いいただく場合

負担金及び分担金の額	1年目	2年目	3年目
32万円	12万円	10万円	10万円
36万円	12万円	12万円	12万円
40万円	14万円	13万円	13万円
44万円	16万円	14万円	14万円
48万円	16万円	16万円	16万円
52万円	18万円	17万円	17万円

世羅町公共下水道排水設備指定工事事業者名簿

番号	事業者名称	郵便番号	住 所	電話番号
2-3	重森鉄工(有)	729-3431	府中市上下町上下 1865-1	0847-62-2005
3-3	(有)松木工業	729-6333	三次市下川立町 647	0824-68-2511
4-3	(有)旭日設備	722-1121	世羅町大字西上原 1554-1	0847-22-0381
5-3	(株)甲山プロパン	722-1123	世羅町大字甲山 5	0847-22-2111
7-3	(有)坂上建設	722-0411	世羅町大字宇津戸 3453-1	0847-23-0231
8-3	(有)セラール(ごりら)	722-1114	世羅町大字東神崎 668	0847-22-5565
10-3	フクミツ電器	722-1112	世羅町大字本郷 698-7	0847-22-0753
11-3	NAKAMITSU	720-2125	福山市神辺町大字新徳田 388	084-963-0712
13-3	(株)たつもと	729-4101	三次市甲奴町本郷 2096	0847-67-2324
15-3	マルキチ(株)	722-1121	世羅町大字西上原 597	0847-22-1101
16-3	(有)山陽物産社	722-1121	世羅町大字西上原 606-2	0847-22-0107
17-3	(有)辰巳建設	722-1112	世羅町大字本郷 678-1	0847-22-0839
19-1	津田工業(株)	729-0114	福山市柳津町 2 丁目 14-2	084-933-5310
21-3	(有)森川建設	722-1625	世羅町大字重永 216	0847-27-0027
22-3	広島ガス住設(株)上下支店	729-3431	府中市上下町上下 1869-2	0847-62-3166
25-3	(有)鳥取工業	733-0861	広島市西区井口明神 3 丁目 11-1	082-208-5388
26-4	岡本設備(有)	729-0141	尾道市高須町 5750	0848-46-4677
27-4	(株)第一総合建設	731-0231	広島市安佐北区亀山 8 丁目 18-15	082-815-1229
31-3	(株)塩田	722-0046	尾道市長江 1 丁目 1-4	0848-37-3135
33-3	(株)朝日グリーン	732-0066	広島市東区牛田本町 1 丁目 7-15	082-211-3969
34-3	志和住設(株)	726-0012	府中市中須町 1670	0847-46-3568
35-3	井上建設(株)世羅営業所	722-1115	世羅町大字西神崎 866	0847-22-5758
38-3	(株)アックス	722-0062	尾道市向東町 14703-27	0848-44-5535
40-2	芸備建設(株)	722-1302	三原市久井町吉田 945	0847-32-6501
41-2	(有)エコー設備	731-4221	安芸郡熊野町 1505-4	082-854-5783
42-2	菅建設(株)	723-0146	三原市沼田東町納所 1816-9	0848-66-0331
44-2	積和建設中国(株)	731-3168	広島市安佐南区伴南 1 丁目 4-31	082-849-6255
50-2	(有)おおたか住設	722-0062	尾道市向東町 376	0848-44-4383
51-2	㈱芦田水道工業所	726-0013	府中市高木町 685	0847-45-7572
52-2	帝三耐蝕工業(株)	723-0134	三原市新倉 2 丁目 10-1	0848-66-3210
53-2	島谷建設	722-0062	尾道市向東町 3511-7	0848-44-2182
54-3	(有)コンプリート・エフ	720-0543	福山市藤江町 29	084-935-9010
55-2	(有)龍王	722-1626	世羅町大字賀茂 1024	0847-27-1231
56-2	葦陽設備工業(株)	720-0823	福山市千田町 1 丁目 13-17	084-953-4325
57-2	(有)高垣商会	722-0017	尾道市門田町 29-1	0848-23-9646
58-2	(有)オアシス	739-2101	東広島市高屋町造賀 3594-16	082-430-2151
59-2	後藤建設(株)府中支店	726-0002	府中市鶴飼町 702-1	0847-45-5366
60-1	㈱キヨナガ設備	728-0011	三次市十日市西四丁目 9-11	0824-68-0273
61-1	渡辺設備工業(株)	722-0042	尾道市久保町 2264	0848-37-2126
62-1	㈱山平組	729-3305	世羅町大字別迫 711	0847-24-0111
63-1	㈱岩城	739-0036	東広島市西条町田口 2931-39	082-490-4072
64-1	㈱ティ・エム	729-0014	福山市柳津町 4 丁目 3-19	082-933-3810
65-1	㈱有伸	729-3421	府中市上下町深江 710-5	0847-62-2355
66-1	㈱前進工務店	729-6701	三次市三和町飯田 389	0824-52-2357
67-1	(有)FULL HOUSE	739-1105	安芸高田市甲田町下甲立 1052-3	0826-45-4285
68-1	㈱三和管工	721-0952	福山市曙町 1 丁目 3-9	084-954-3397
69-1	(有)ウエムラ設備	728-0006	三次市島敷町 84 番地 17	0824-65-0666
70-1	(有)渡辺設備工業所	736-0083	広島市安芸区矢野東一丁目 1 番 15 号	082-888-0600

71-1	向島水道工業（株）	722-0073	尾道市向島町 579 番地 7	0848-44-0549
72-1	（株）広和産業	729-1321	三原市大和町和木 1645 番地 3	0847-34-0058
73-1	（株）広島水道センター	733-0812	広島市西区己斐本町 2-16-10	082-507-7510
74-1	栗根建設株式会社	726-0005	府中市府中町 103 番地 12	0847-45-4427
75-1	（有）佐々木利水工業	728-0021	三次市三次町 303-1	0824-63-2260
76-1	（有）ユノカワ	729-6614	三次市三和町羽出庭 10620 番地 1	0824-52-3358
77-1	（株）武田電設	739-1802	安芸高田市高宮町佐々部 33 番地 1	0826-57-1690
78-1	（株）高西工業	739-0024	東広島市西条町御菌宇 1665-3	082-422-4411

※公共下水道の排水設備工事は、世羅町公共下水道排水設備指定工事事業者しか工事を行うことはできません。

見積や工事のご相談については、上記の指定工事事業者へご連絡ください。